

③ 参入の仕組み

- i) 基本的仕組み : 「質」の確保されたスピード感ある拡充のため、最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。
- ii) NPO法人等に対する施設整備補助 : 施設整備費(減価償却費)相当額の運営費上乗せを検討。ただし、集中的整備促進のための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。(社会福祉法人の特性を考慮)
- iii) 運営費の使途制限 : 他制度の例も参考に見直し。会計基準の適用は引続き検討。株式配当の可否も引続き慎重に検討。
- iv) 多様な提供主体の参入や「量」の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
突然の撤退等により、子どもの保育確保が困難とならないような措置(指定基準のあり方等)について、さらに検討。

④ 最低基準 : 客観的基準(最低基準)を満たす事業者を費用の支払いの対象とし、質を確保。

⑤ 費用設定

- 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、公定価格(公費による補助額+利用者負担額)。
- 利用量(※実利用量ではなく必要量)に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。
- 保育料(利用者負担)のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的あり方を検討。

⑥ 費用の支払い方法

- 市町村が、保育の費用の支払い義務を負う。
- 保育料の決定は、国の定める基準の下、市町村が行う。保育料徴収は、具体的方策(市町村と保育所の役割等)をさらに検討。

⑦ 認可保育所の質の向上 : 以下について、保育所保育指針に示された保育を進めるため、財源確保とともに、さらに詳細を検討。

- 保育所に求められる役割、専門性の高まり等に対応した職員配置、保育士の処遇、専門性確保等
- 施設長や保育士の研修の制度的保障、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み
- ステップアップした者の配置に対する費用支払い上の評価等による処遇改善
- 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行う仕組みを構築 等

⑧ 認可外保育施設の質の引上げ

- 最低基準を満たした施設を費用支払いの対象とすることを基本とする。
- 最低基準到達支援(最低基準への到達に向けた一定水準以上の施設に対する一定期間の経過的財政支援)が必要。
- 小規模サービス類型の創設

⑨ 地域の保育機能の維持・向上

- 小規模サービス類型の創設、多機能型の支援、人口減少地域において保育所が担ってきた機能のあり方をさらに検討。

⑩ 多様な保育サービス

- 休日保育・早朝・夜間保育 : 早朝・夜間帯の保育の基準について、その特性を踏まえ、さらに検討。
- 延長保育・特定保育 : 保障上限量を超える利用に対する財政支援、働き方の見直しを踏まえた負担のあり方を併せて検討。
- 病児・病後児保育 : 事業者参入を促進し、実績を評価しつつ安定的運営も配慮した給付設定。

⑪ 情報公表・評価の仕組み : 職員の雇用形態や経験年数等を含め、質に関わる一定の情報を保育所自身と公的主体が公表。

⑫ 今後の検討 : 今後の検討において、定員別保育単価の維持等、保育関係者からの意見も考慮しながら検討を進める。